

ものづくり高度人材確保支援補助金交付要領

(目 的)

第1条 ものづくり高度人材確保支援補助金（以下「補助金」という。）は、三重県内のものづくり中小企業者（以下「事業者」という。）が、技術力等向上のため、または事業拡大や新分野進出、第二創業など、新たな取組のために必要となる高度人材の確保を支援することにより、当該事業者の成長・発展、新事業創造を通じて、正規雇用の創出・拡大を図ることを目的とする。

(通 則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年4月1日三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「排除要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第3条 この要領における用語の定義は以下に定めるところによる。

(1) 中小企業者

三重県内に事務所又は事業所を有する事業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの。ただし、次の表に掲げる業種に係る資本の額または出資の総額並びに常時使用する従業員の数に関しては、次の表の数値以下の会社及び個人とする。

業 種	資本の額または出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人

また、以下の項目に該当する中小企業（いわゆる「みなし大企業」）については、補助対象外とする。

ア 中小企業以外の者（会社及び事業を営む個人に限る。）との間に、総株主又は総社員の議決権の2分の1以上に相当する議決権を単独で有する関係（以下「直接支配関係」という。）がある者

イ 中小企業以外の者及び当該者との間に直接支配関係がある者（会社及び事業を営む個人に限る。）との間に、総株主又は総社員の議決権の3分の2以上に相当する議決権をこれらの者が共同で有する関係がある者

ウ 中小企業以外の者の役員又は職員を兼ねている者が役員の総数の2分の1以上を占めている者

(2) 事業者

日本標準産業分類中分類において、以下の分類に該当する業種をいう。

09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、16 化学工業、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路

製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業、39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業、41 映像・音声・文字情報制作業
--

(3) 高度人材

次のいずれかに該当する者をいう。

ア ものづくり企業等の専門技術・開発者として従事経験のある者

イ ポストドクターなどの博士課程を修了した若手研究者

ウ 以下の分野において、高度かつ専門的な知識、ノウハウなどを有し、かつ、実務経験や指導経験を有する者

経営戦略・事業戦略策定、事業アライアンス構築、品質・生産管理、
販路開拓・マーケティング戦略、海外展開、ブランド構築 など

(補助金の交付対象者等)

第4条 本補助金の交付対象者は、県内に主たる事務所及び事業所を有する中小企業者であり、大企業及びみなし大企業は除くものとする。

2 第1項の事業の実施期間は、平成28年3月31日までとする。

3 第1項の事業の実施場所は、県内に限る。

4 申請者は、同一あるいは類似するテーマ内容で、国、公益財団法人、市町等が実施する他補助金（助成金等を含む）への応募及び採択により、本補助金を重複して受給することはできない。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 中小企業者が、高度人材を直接雇用する場合

(2) 中小企業者が、転職支援会社等を活用して高度人材を雇用する場合

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めた補助対象事業を行うために直接必要な経費であり、かつ、本事業以外の事業に係る経費と明確に区分できるものとする。

(補助金額、補助率等)

第7条 補助金の交付金額は、補助対象事業を実施するために要する経費のうち、県が補助対象経費として認めたものに対して、別表1に定める金額を、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助対象となる高度人材の雇用数は、1補助事業者当たり2人以内とする。

(計画書の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、「ものづくり高度人材確保支援事業計画承認申請書」（様式第1号）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 計画承認前に事業を開始する場合は、「ものづくり高度人材確保支援事業事前着手届」（様式第2号）を提出しなければならない。

(事業計画の承認)

第9条 知事は、前条の計画書の提出があったときは、当該計画に係る書類の審査及び必要に応じて

現地調査及び申請者からの聞き取り等を行い、その結果を総合的に判断して、計画を承認するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該計画に係る事項につき、修正を加えて計画の承認をすることができる。
- 3 知事は前2項に規定する承認をするにあたり、ものづくり高度人材確保支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くものとし、当該計画を審査するために必要な事項は別に定めることとする。
- 4 審査委員会は、必要に応じて、当該計画書等にかかる調査を行い、申請者に説明を求めることができる。
- 5 知事は、第1項の審査にあたっては、その方法を申請者に周知し、公正公平を旨として行わなければならない。

（補助金の不交付）

- 第10条 知事は、申請者又は役員等（排除要綱に定める役員等。以下同じ。）が排除要綱別表に掲げる一に該当するか否かを三重県警察本部に対して確認を行うものとし、同表に該当する者であると確認されたときは、計画の承認及び補助金の交付の決定を行わないものとする。
- 2 本交付要領の第4条第4項に該当するとみなされた場合においても、計画承認及び補助金の交付決定は行わないものとする。

（承認の通知）

- 第11条 知事は、計画を承認又は不承認したときは、その内容を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

- 第12条 第9条の規定により計画書等の承認を受けた者のうち、補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条の規定により、「ものづくり高度人材確保支援事業補助金交付申請書」（様式第3号）を、事業計画承認書を受理した日から15日以内に知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

- 第13条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、規則第4条の規定によりその内容を審査のうえ、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、補助事業を実施する申請者（以下「補助事業者」という。）に通知を行うものとする。
- 2 知事は、前項の場合において必要があると認めるときには、条件を付して承認することができる。

（申請の取下げ）

- 第14条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者が、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、もしくは、何らかの理由により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更等の承認）

- 第15条 補助事業者が、事業計画の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ「ものづくり高度人材確保支援事業計画変更承認申請書」（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次条に定める軽微な変更についてはこの限りでない。

(軽微な変更)

第16条 前条の規定における軽微な変更とは、次の各号に定める場合以外の変更をいう。

(1) 補助事業の内容を著しく変更する場合

(2) 補助対象経費の各区分の20%を超えて補助金を増額又は減額する場合

(3) 補助申請額の合計を変更する場合

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては必要に応じ条件を付し、又は申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第17条 補助事業者は、補助事業を完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときで、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ「ものづくり高度人材確保支援事業中止（廃止）承認申請書」（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無に関わらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、条件、その他この要領に基づく処分等に違反したとき。

(3) その他補助事業に関して法令又は法令に基づく処分等に違反したとき。

(4) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(5) 排除要綱別表に該当したとき。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、規則第18条の定めによる延滞金を徴するものとする。

(状況報告)

第19条 補助事業者は、高度人材を採用した日から15日以内に、「ものづくり高度人材確保支援事業実施状況報告書」（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第17条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む）は、規則第12条の規定により、「ものづくり高度人材確保支援事業補助金実績報告書」（様式第7号）を、補助事業完了日から15日以内又は事業期間終了日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第21条 知事は前条の規定により補助事業の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類を審査し、当該報告書等に係る補助事業の結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、又は現地調査を行うものとする。

3 知事は、第1項の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既

にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

4 前項の補助金の返還の納付については、規則第17条第2項の規定を準用する。

(補助金の支払い)

第22条 交付決定事業者は、第21条第1項の通知を受理した日から15日以内に、「ものづくり高度人材確保支援補助金請求書」(様式第8号)を知事に提出することができる。

2 知事は、前項の補助金請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を支払うよう努めるものとする。

(補助金に係る経理)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第24条 規則およびこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月22日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

対象となる事業	対象となる経費		補助金の額
以下の①または②に該当し、かつ③を満たす事業 ①中小企業等が、高度人材を直接雇用する。 ②転職支援会社等を活用して高度人材を雇用する。 ③平成 27 年度中に雇用契約を締結すること	人件費	①給与(※1) 正規雇用開始から最大 6 か月分の基本給等給与を支払った金額(※2)。ただし賞与を除く。 ②通勤手当その他社内規定等により、労働者に対する支給が義務付けられている手当 ③社会保険料等（雇用保険料、労災保険料等を含む）の事業主負担分	交付決定の日から補助事業完了までに要した必要経費の合計に二分の一を乗じて得た額以内。 ただし、雇用契約を締結したものの、給与支払実績がない場合(※3)は、採用に係る経費および転居費用の合計額に二分の一を乗じて得た額以内とする。 なお、いずれもその額が百万円を超えるときは、補助金額を百万円とし、千円未満は切り捨てるものとする。
	採用に係る経費	①転職支援会社・人材派遣会社等の紹介手数料 ②転職・就職フェア等への出展料 ③求人媒体への広告出稿料	
	転居費用	①高度人材採用に際して、Uターン、Iターンによる就・転職であって、採用者に転居の必要が発生した場合に、企業が採用者に支払う必要が生じた経費	

※1 例えば、当初雇用形態が契約社員等派遣会社に雇われた身分であり、一定期間ののち正社員として雇用される場合、または、直接雇用をしたが試用期間がある場合、それらの期間中については対象外とする。

※2 当月支出分の金額とする（例：2 月分給与を 3 月に支払った場合は 3 月支払額を対象とする。）。

※3 「雇用契約を締結したものの、給与支払い実績がない場合」とは、3 月に雇用契約を締結した場合などをいう。